

# **CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE**

# Newsletter

27 September 2024

#### 「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り切るための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



# Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 98

#### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 98 となる本号では、日本経済産業省及び金融庁による令和7年度税制改正要望の公表、オーストラリアにおける労働者のつながらない権利の導入等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

#### 目次

#### 1. 日本

日本:令和7年度経済産業省、金融庁税制改正要望のポイント

#### 2. アジア

インドネシア:株式保有の報告に関する規則の改正及び公開会社の株式に対する 担保設定の報告義務の導入

#### 3. 豪州

オーストラリア: 労働者のつながらない権利の導入

#### 4. 欧州

英国:セクシャルハラスメント防止の合理的な措置のための平等人権委員会ガイ ダンス

ドイツ:統括会社を用いたビジネスモデルへの変更に対する Exit Tax を否定する 租税裁判所判決

スイス:スイス連邦最高裁、弁護士依頼者秘匿特権の範囲を明確化する重要な判断

#### 5. 中東

中東:中東地域における税務アップデート

#### 6. ESG / Sustainability

EU: EU におけるサプライチェーン・デューデリジェンス - 企業持続可能性 デューデリジェンス指令(CS3D)に関する FAQ の公表

#### 「グローバル・プライベートM&A ガイド(英語)」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とする クロスボーダーM&Aの準備、実行段階 で直面する法務及び規制上の各種の論 点について、40法域の状況を取りまと めています。

前回の2021年改訂以来、世界における 法やビジネスを取り巻く環境は大きく 変化しています。特に、独占禁止法結 よびその他の取引規制ルールは複雑さ を増しており、これまで以上に積極的 に施行が進んでいます。本最新版で は、複雑な合併規制や外国投資規制に 関する最新情報を盛り込んでいます。 また、取引に影響を及ぼす可能性のあ る税務上の問題、雇用法上の義務、贈 収賄防止に関する懸念事項も概説して います。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



# 1. 日本

#### 日本

# 令和7年度経済産業省、金融庁税制改正要望のポイント

2024年8月30日、経済産業省及び金融庁は令和7年度税制改正要望(以下、それぞれ「経産省要望」、「金融庁要望」)を公表した。経産省要望及び金融庁要望の内容は多岐にわたるが、その中でも重要と思われる項目について、以下その概要を紹介する<sup>12</sup>。

#### 経産省要望

1. 中小企業経営強化税制の拡充及び延長

既存の中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法による認定を受けた 計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除のいずれかの適用を 認める措置である。

経産省要望では、地域経済の好循環を先導する存在として期待される売上 100億円超の中小企業(以下、「100億円企業」)を創出することを目指 し、100億円企業を目指すような成長意欲のある中小企業に対して中小企業 経営強化税制の上乗せ措置を行うものとしている。

本特例の適用に当たっては、引き続き中小企業等経営強化法による認定が必要であるとは思われるものの、経産省要望では、対象となる企業の要件(例えば、一定規模の売上を求めるのか、等)が明確ではないため、今後の法制化時の明確化を待つ必要がある。

#### 2. 事業承継税制の見直し

事業承継税制の特例措置(事業承継時の相続税・贈与税負担を実質ゼロにする時限措置)は、法人版については、平成30年度に抜本拡充されたが、間もなく適用期限(法人版については、2027年12月末)が訪れる。また、この適用の要件として、株式贈与時に後継者が役員に就任後3年以上経過している必要がある。

令和6年度税制改正によって、特例承継計画の提出期限は2026年3月まで延長されたものの、後継者が役員に就任していない場合、(法人版)特例措置の期限である2027年12月末の3年前となる2024年12月末までに、役員に就任する必要がある。2027年12月末までの適用期限が到来するまでの間、役員主任要件の見直し等を行うものとされている。

3. 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度(市場国への課税 権配分・グローバル最低税率課税)への対応

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。

我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われており、2024年4月1日以降に開始する対象会計年度より適用が開始されている。

経産省要望は、令和7年度以降の税制改正において、軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profits Rule) や適格国内ミニマム課税(QDMTT:

<sup>1</sup> 経済産業省 HP「令和7年度概算要求・税制改正要望について」より。 https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2025/ 2 金融庁 HP「金融庁の令和7年度税制改正要望について」より。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240830.html

#### 「2024年国際紛争展望(英語)」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、 企業は様々な課題に向けて準備を進書 でいます。第7版となる本年次報告書 では、紛争傾向の詳細な分析に加え、 セクター・地域別の動向を分析しま す。大企業600社以上の社内弁護士に よると、ESGや雇用リスクが最大の懸 念事項として挙げられ、世界的な紛争 は今後も増加傾向であるとの見方が示 されています。今年一年の備えとなれ ば幸いです。

#### 画像をクリックしてご覧ください。



Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論を踏まえた法制化が実施される際には、国際ルールに合わせた同制度の簡素化やガイダンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図ることを求めている。

UTPR、QDMTTの導入は、諸外国の動向を見ながらということになると思われるが、QDMTTの導入が決定した国が出てくる中で、UTPRの導入は諸外国においても遅々として進んでいない。このことを勘案すると、令和7年度税制改正において、QDMTTが導入される可能性は見越しておく必要があるように思われる。

#### 4. 外国子会社合算税制の見直し

経産省要望は、グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じていること等を理由として、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経済活動基準の簡素化、CFC 税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、両制度間における情報の利活用等について検討することを求めている。

実務において散見される事象として、ペーパー・カンパニー特例の適用等において、制度と実態が乖離しているというものがある。例えば、日系企業においても、特定の地域において、中心となる事業会社(A)が、特定の事業のための法人(B)を設立し、Aの従業員がA社に在籍したままBの事業の運営を行うことが比較的見受けられる。この場合、Bは従業員を有さない(但し、Aの従業員が事業の運営を行っている)ことになるが、この場合にBが特定外国関係会社(いわゆるペーパー・カンパニー)になるのか実務的に問題となることがある。

令和6年度税制改正に引き続き、令和7年度税制改正についても、抜本的な 外国子会社合算税制の見直しは見送られることが想定されており、さほどの 効果は期待できないところであるが、今後の企業の事務負担にも影響すると ころであり、引き続き注視していく必要がある。

#### 金融庁要望

#### 1. 金融所得課税の一体化

金融庁要望は、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大することを例年通り求めている。なお、金融所得の一体化は、農林水産省及び経済産業省との共同要望であるところ、経産省要望においては、制度の導入に当たって、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮することまで求められている。

#### 2. クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し

我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が 盛り込まれている。

しかし、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にある。

#### 「グローバルグループ再編 <u>ガイド」発行の</u>お知らせ

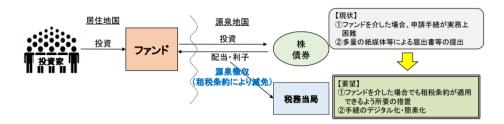
世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居民地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模の的を実現しています。との本企業のといます。ともあり、政保でののが出りに、グローバル規模でののが比べて、グローバル規模でののが比がでいません。このような問題にから、本ニューズレターによる「グまとめたり連載した中本企業による「グまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



金融庁要望は例年通り、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租 税条約を適用することができるよう所要の措置を講ずることを求めている。



(出典:金融庁 HP3)

最初のページに戻る

# 2. アジア

#### インドネシア

# 株式保有の報告に関する規則の改正及び公開会社の株式に対する担保設定の報告義務の導入

2024年2月28日、インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan (OJK)) は、公開会社の株式の保有又は保有変更の報告及び公開会社の株式担保の報告に関する OJK 規則第4号(2024年)を制定した(以下、「POJK 4/2024」)。POJK 4/2024は 2024年8月28日に施行され、公開会社の株式保有又は保有変更の報告に関する OJK 規則第11号(2017年)(以下、「POJK 11/2017」)を廃止した。

POJK 4/2024 によって導入された主な変更点は以下の 2 点である。

- 公開会社の株式を直接又は間接的に少なくとも5%保有する者による 情報開示の程度を高めること
- 公開会社の株式の全ての担保設定に関する新たな報告義務を設けること

POJK 4/2024 の新たな要件を反映するために、ローン取引に関する取引書類においては、一定の調整が必要となろう。

#### 株式保有及び株式保有の変更の報告

1. 報告義務を負う者

本改正により、報告義務を負う者は以下の通りである。

- 議決権付株式を直接又は間接的に保有する取締役会及びコミサリス会 メンバー
- 議決権付株式を直接又は間接的に5%以上保有する者(組織グループ (ある目的を達成するために協力することを計画、合意、決定している複数の者をいう)を含む)
- 公開会社を直接又は間接的に支配する者(組織グループを含む)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 金融庁 HP「金融庁の令和7年度税制改正要望について」より。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240830.html

#### 「アンチ・ダンピング措置の 国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



- 議決権株式を相続する者
- 2. 報告の内容

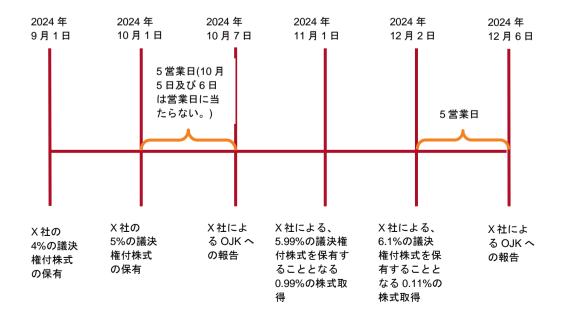
報告には、POJK 11/2017 において義務付けられていた全ての情報に加え、POJK 4/2024 において新たに求められる以下の情報を含める必要がある。

- 取引の種類(例:相続、贈与)
- 株式の分類
- 報告義務を負う者が支配する者である場合、当該支配する者が公開会 社の支配を維持するかどうか
- 報告義務を負う者が組織グループの代表者である場合、当該組織グループのメンバーの詳細
- 3. 免除

以下の場合には、報告義務が免除される。

- (a) 優先的引受権の付与の有無にかかわらず増資の形で行われるか、 又は(b) 株主による取引を伴わない形により生じた、公開会社のコーポレートアクションの結果として生じた、議決権付株式の保有の変更
- 議決権付株式の保有割合の小数点以下の変更(例:保有割合が6.1%から6.99%に変更される場合には適用されないが、6.1%から7%に変更される場合には適用される)-POJK 11/2017で設定されていた0.5%の閾値は廃止された。
- 無議決権株式の保有者
- 4. 報告義務期限

報告義務者は、OJKに対し、公開会社の議決権付株式の保有又は保有の変更を、当該取引から5営業日以内に報告しなければならない(当該取引日が1日目とされる)。以下は、POJK 4/2024に基づく報告義務の期限の例を示したものである。



#### 「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の 影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を 構築する上で重要な役割があった反 面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の 導入等といった不確実な状況も生み出 しました。本ガイドでは、ベーカー マッケンジーの4人の専門家が現在の 経済情勢を分析し、企業における労働 力の再設計について遂行すべき取組に ついて見解を示しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



#### 公開会社の株式に対する担保権設定についての報告

1. 報告義務を負う者

公開会社の議決権付株式の5%以上に担保設定をした株主は、その旨報告しなければならない。5%の閾値は、公開会社により発行された総議決権付株式に対して計算され、累積的なものである。

#### 2. 報告の内容

以下は、POJK 4/2024 に基づき求められる開示事項の一部である。

- 公開会社株式に対して担保設定をした者の詳細
- 担保設定された株式の数及び割合
- 債務の金額
- 担保設定契約の日付及び期間
- 3. 免除

この報告義務は、担保設定された議決権付株式の保有割合の小数点以下の変更には適用されない(例:保有割合が6.1%から6.99%に変更される場合には適用されない)。例えば、議決権付株式の6.10%に担保設定している株主が行う議決権付株式の追加担保設定が0.89%までの場合、この報告義務を果たす必要はない。

#### 4. 報告義務期限

上記の株式保有及び株式保有の変更の報告のタイムラインと同様である。

#### 報告の方法

POJK 4/2024 は、上記の報告がオンライン報告システムが利用可能になるまで、オフラインでなされなければならないと規定している。オンライン報告システムが利用可能になった場合、報告は、現在の5営業日ではなく、取引実行後3営業日以内に提出しなければならない。POJK 4/2024 は、当該オンライン報告システムに関する更なる実施規則が設定されることを想定している。実施規則には、以下に関する事項も規定されるものと予想される。

- ① 技術的な障害が発生し、報告期限の最終日にオンラインで報告書を提出できない場合にオフライン報告が可能かどうか
- ② 不可抗力が発生した場合の報告書の提出不能

POJK 4/2024 の添付書類には、保有又は保有の変更の報告及び公開会社株式の担保設定の報告のためのフォームが示されている。

#### 行政処分

POJK 4/2024 に従わない場合には、以下の行政処分の対象となる。

- ① 書面による警告
- ② 罰金
- ③ 事業活動の制限
- ④ 事業活動の停止
- ⑤ 営業許可の取消し

#### 「グローバル・パブリックM&A ガ イド(英語)」更新のお知らせ

パブリックM&A (上場企業の買収) は、複数の法域に又がることが多く、 マーケットに関する知識と法的専 門知 識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に 焦点を当て、一般的な法的枠組み、各 国における買収の実務と戦術、上場企 業のM&A取引に関する主要な法的留意 点を要約しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



- ⑥ 認可の取消し
- ⑦ 登録の取消し

POJK 4/2024 は、OJK に以下の権限を与えている。

- ① POJK 4/2024 の規定に違反した者に対し、特定の行為を行うこと (例:公開会社の取締役会のメンバー、コミサリス会メンバー及び株 主が金融機関の主要当事者(金融機関を所有、管理、監督、又は金融 機関に対して重要な影響力を有する者をいう)となることを禁止する こと)
- ② 行政処分及び①に基づく行為の実施を公表すること

最初のページに戻る

# 3. 豪州

## オーストラリア

### 労働者のつながらない権利の導入

オーストラリアでは、2024 年 8 月 26 日 (小規模企業には 2025 年 8 月 26 日) から、労働者の「つながらない権利」 (right of disconnect) が新たに導入された。

つながらない権利という概念は、新しいものではない。フランスでは、2017年に同権利が導入され、勤務時間外は連絡を無視してよい旨の合意を労働者と締結することが、使用者に義務付けられた。同様にポルトガルでは、勤務時間外の労働者と連絡を取ることが違法とされ、違反した場合、使用者には多額の罰金が科せられる。

留意すべきは、オーストラリアにおける同権利は、勤務時間外に使用者が労働者と連絡を取ることを一切禁止するものではないということである。オーストラリアにおいては、同権利は、労働者が勤務時間外にメッセージを確認、返信してくることを、使用者は期待することができないことを意味する。使用者は、労働者、ビジネス、業界及び労働力の観点から、その連絡が合理的な連絡といえるのか検討する必要がある。

つながらない権利を正当化する根拠の一つは、柔軟な就業形態の増加に伴うデジタル技術の進展により、労働者と連絡が取りやすい状況となった点にある。2023年のオーストラリア研究所(Australian Institute)の研究によると、労働者は、勤務時間外に週平均5.4時間の無償労働をしており、それは年間11,000豪ドルの労働に値する。使用者が労働者に対し、常に連絡が取れる状況にあることを要求すると、労働者の健康、福祉及びワークライフバランスに深刻な懸念が生じる。

#### 「つながらない権利」とは

つながらない権利とは、「その拒否が不合理でない限り、勤務時間外の使用者からの連絡を確認、返信することを拒否できる労働者の権利」である。また、同権利は、第三者(顧客など)からの業務に関連する連絡にも及ぶ。

つながらない権利は、公正労働法に基づく一般保護制度において保護される、適格の労働者が有する職場における権利である。

同権利における「連絡」の定義は明らかではないが、電子メール、電話、テキストメッセージ、インスタントメッセージなど、あらゆる形態の連絡を含むと考えられる。

# 「企業の実質的所有者(英語)」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における 実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令(MLD5)の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



労働者が連絡への対応を拒否できるか否かは、その拒否が客観的に不合理か という基準のもと、以下の考慮要素から判断される。

- ① 連絡の理由(連絡を取ることが法律で要求されているか否かなど)
- ② 連絡手段及び連絡が労働者に与える影響
- ③ 労働者への補償の程度(非金銭的補償を含む)
  - 連絡を取っている間、労働者が業務状態にあることに対する補償
  - 勤務時間外に追加で労働したことに対する補償
- (4) 労働者の職務の性質及び責任の程度
- ⑤ 労働者の個人的事情(家庭の事情や家族の介護など)
- ⑥ その他関連する事情

これら考慮要素は、その時々の状況により変化する。そのため、労働者による連絡の対応拒否の合理性を、使用者が事前に判断することは不可能である。

例えば、高給の役職員であるならば、一般的には、勤務時間外の連絡にも対応することが期待される。もっとも、対応を拒否することが不合理とはいえない特段の個人的事情(子供の卒業式や葬儀への出席など)が、当該役職員に存在する可能性も否定できない。そのため、使用者が労働者に対し、連絡の対応拒否を理由にペナルティを科す場合には、事前にあらゆる考慮要素を慎重に検討する必要がある。

「つながらない権利」のモデル条項では、以下のような場合には、勤務時間 外であっても、使用者が労働者に対し、連絡への対応を要求できると定めら れている。

- 労働者に待機手当(stand-by allowance)が支払われており、連絡が 出勤依頼や業務依頼、その他待機に関するものである場合
- 緊急のシフト変更や、出社要請の連絡である場合

これらは、勤務時間外であっても使用者が労働者に連絡することが許される 一例にすぎない。

#### 紛争が生じた場合の対応

連絡への対応拒否の合理性に関する紛争は、まずは職場レベルで、使用者と労働者の話し合いにより解決を図られなければならない。

職場レベルでの解決ができなかった場合、使用者又は労働者は、公正労働委員会(Fair Work Commission、以下、「FWC」)に対し、違反行為の防止命令及び/又はその他の紛争解決(調停、あっせん又は仲裁)を求めることができる。なお、当事者は個人又は産業組合を代理人とすることができるが、有料の仲介人や弁護士を代理人とする場合、FWC の許可が必要となる。

FWC は、次の命令を発出することができる。

- 労働者の対応拒否が不合理な場合:不合理な拒否をやめさせる命令
- 労働者の対応拒否が不合理ではなく、
  - 使用者が労働者に対し、懲戒処分をする可能性がある場合:懲戒処分をやめさせる命令

#### 「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権(英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



○ 労働者の拒否にも関わらず、使用者が労働者に対し、連絡への対応を 要求し続けている場合: 当該要求をやめさせる命令

FWC は、紛争に関しては罰金を命じることはできないが、上記命令に違反した場合には、個人に対しては最高 18,780 豪ドル、法人に対しては最高 93,900 豪ドルの罰金を科すことができる。

#### ガイドラインについて

FWC は、つながらない権利に関する紛争を適切に分析したうえで、同権利に関するガイドラインを発表するとしている。そのため、ガイドラインが発表されるまでには、しばらく時間がかかる見込みである。

また、FWCは、労働裁定に記載する条項に関する協議を終え、最終的なモデル条項を2024年8月23日に公表している。

#### 使用者の検討事項

使用者は、労働者の職務内容、責任及び職位を考慮し、勤務時間外の連絡への対応を労働者に要求することが合理的か否かを慎重に検討する必要がある。そして、勤務時間外の連絡への対応について、事前に雇用契約書、ジョブディスクリプション及び労働者との話し合いで、明確にしておくことが重要である。

使用者は、研修を実施し、経営陣や管理職と、以下のことに関して話し合う 必要がある。

- 連絡への対応を要求することの可否が、労働者ごとに異なること
- 勤務時間外の連絡の必要性
- 引き継ぎやシフトなど、調整が必要か否か
- どのような連絡手段を用いるべきか。労働者が希望する連絡手段があるか
- 顧客など第三者からの勤務時間外の連絡をどのように管理するか

また使用者は、労働者と連絡を取る前に、以下のことを検討する必要がある。

- 労働者に労働裁定 (Modern Award) の適用があるか。適用がある場合、労働裁定上のつながらない権利はより制限的か
- 労働者は年次休暇、病気休暇、介護休暇中か
- どの程度緊急性のある連絡か、次の勤務時間まで待つことができるか
- いつ連絡をするか、返信にどの程度の時間を要するか
- 労働者の総業務量及び直近の残業時間を考慮したか
- 追加の休暇、代休、時間外手当などの補償があるか
- 労働者は、勤務時間外の連絡への対応を困難とする個人的事情を使用 者に知らせているか。介護をしている人は残業できないと決めつけて いないか
- 労働者にとって、連絡を取らないことが重要か。ストレスの多い職務 や業界で働いているか。精神的、肉体的に負担の大きい業務か

#### 「2022-2025年における税務紛争 展望(英語)」レポート発行の お知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略またきな影響を与えていますしたの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決るである。ベーカーなのように取り組むべきかを決めていたの要素となりえます。ベーカー本を対立を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご 一読ください。



- 労働者自身は、勤務時間外の連絡が必要と考えているか
- 代わりとなる他の労働者がいるか

会社が労働者に対し、労働者が勤務時間外の連絡に対応しなかったことを理由に、戒告や何らかの懲戒処分(又は不利な人事評価)をする可能性がある場合、その審査手続を導入することを検討すべきである。同手続では、上記の考慮要素を総合考慮して、審査がなされる必要がある。

#### 最初のページに戻る

# 4. 欧州

#### 英国

# セクシャルハラスメント防止の合理的な措置のための平等人権 委員会ガイダンス

2024年10月26日以降、雇用主は従業員に対するセクシャルハラスメントを防止するために「合理的な措置」を講じる積極的な義務を負う。かかる義務は、雇用審判所の賠償請求額の増額や、平等人権委員会(EHRC)による執行につながる可能性がある。MeToo運動以降に採用された慣行により、すでにこの義務を満たしている組織もあれば、措置を強化する必要がある組織もあると考えられる。ハラスメントが発生する可能性のある状況をリスク評価し、効果的なハラスメント防止策を実施することに改めて焦点が当てられ、予防措置の有効性は常に検証されなければならない。

英国の平等人権委員会(EHRC)は2024年7月9日にセクシャルハラスメント及び職場におけるハラスメントに関する技術ガイダンスの草案を公表し、コンサルテーションを行った。最終的なガイダンスに大きな変更が加えられるかどうかは今後の展開を注視すべきであるが、草案には重要で参考になる点がいくつかある。

まず、EHRCは、草案において、雇用主のセクシャルハラスメント防止義務は、自社の従業員によるハラスメントだけでなく第三者によるハラスメントも対象とすることを明確にしている。厳密には、雇用主の不作為自体が差別的でない限り、従業員は第三者によるハラスメントについて単独で雇用審判所に提訴することはできない。しかし、草案では、雇用主の予防義務の不遵守を根拠として、EHRCが第三者によるハラスメントに関して執行することができるとされている。

EHRCによる執行は、調査、行動計画、改善合意、更には裁判所による差止命令という形をとることもある。また執行の状況は、EHRCのウェブサイトで公表される可能性がある。

ハラスメント防止義務は、本質的に予見的なものである。EHRCは、現実にセクシャルハラスメントが発生していなくても、義務違反が疑われる場合には行政上の強制執行を行うことができる。雇用主は、ハラスメントが発生する可能性のある幅広い状況及ハラスメントを防止する方法を検討する必要がある。

EHRC の草案では、4 つのポイントを推奨している:

- (1) 雇用の過程で発生するセクシャルハラスメントのリスクを検討する
- ② そのようなリスクを軽減し、従業員に対するセクシャルハラスメント を防止するために、雇用主がどのような措置を講じることができるか を検討する
- ③ これらの措置のうちどれを実施するのが合理的かを検討する

#### 4 それらの合理的な措置を実施する

ある措置が「合理的」であるかどうかを判断する際には、雇用主の規模、業種、労働環境及びリソースがすべて関連要素となる。過大な費用と時間がかかり、実施するのが困難な措置は、何も達成できないのであれば、取るべき合理的な措置とは言えない。大規模な雇用主は、予防措置の適切性と有効性に関する費用便益分析に関して、特に精査されることが予想される。

草案では、この合理的な措置を検討し、講じる義務は、一過性のものであってはならないと明確にしている。雇用主は、職場や従業員に何らかの変化があったかどうか、新しい報告システムなどの新技術が利用可能かどうかなどを継続して考慮し、さらに実行可能な合理的な措置があるかどうかの検討を続ける必要がある。雇用審判所は、差別やハラスメントのクレームに対する防御として、時代遅れのトレーニングを実施する雇用主に対して依然として批判的である。

実務的には、合理的かつ適切な措置には少なくとも以下のものが含まれるべきである。

- 明確なセクシャルハラスメント方針を実施し、そのような方針を従業員に周知徹底する
- セクシャルハラスメントが発生した場合の調査の実施と結論のあり方を見直す
- ・ 苦情処理と報告のための適切なシステムを導入する
- スタッフが方針を理解できるよう、定期的なトレーニングを実施する

また、特にアルコールや職場での行動に関する方針などの関連する方針についても見直しをすることが望ましい。さらに、第三者のサプライヤーとの契約についても、自社の価値観や行動規範に合致しているか確認することも考えるべきである。

EHRC が草案で取り上げている事例のうち以下のものは、第三者によるハラスメントの防止に焦点を当てたものとして参考になる。

- 資金力に乏しいある小さな劇団は、従業員が、同僚や自営業のコンサルタント、またさまざまな場所で不定期に開催される授賞式に出席する第三者から、セクシャルハラスメントを受けるリスクがあると考えている。
- 従業員との協議の上、第三者のセクシャルハラスメントに対するゼロ 容認方針を採用し、その方針を職員に伝え、第三者のセクシャルハラ スメントの事例が発生した場合は報告するよう職員に促す。第三者に よるセクシャルハラスメントの報告があった場合、どのように対処するかについての手順書を作成する。
- 自営業のコンサルタントは、劇団と仕事を契約する際に、ゼロ容認方針を電子メールで知らされる。観客は、チケットを予約する際に、電子メールでゼロ容認方針を知らされる。劇団が通常作品を上演する劇場のパブリック・エリアとプライベート・エリアの両方にゼロ容認方針を掲示する。
- 劇団は、外部トレーニングの費用は限られた予算の中では見合わない 出費だと判断する。
- 会社が小規模で、リソースが限られており、そのような出来事が頻繁 に起こらないことを考えれば、従業員に対するセクシャルハラスメン

トを防止するための合理的な措置を講じ、防止義務を遵守しているとみなされる可能性が高い。

#### 最初のページに戻る

### ドイツ

統括会社を用いたビジネスモデルへの変更に対する Exit Tax を 否定する租税裁判所判決

#### 事件の概略

米系多国籍企業グループ(以下、「本多国籍企業」)が欧州事業の再編を目的として、スイスに統括会社を設立し、ドイツ子会社を含む事業再編を行った。事業再編において、販売については、再販売者もリスクを負担するバイセル取引からリスク限定の取引へ、製造については、ライセンス製造から受託製造へと再編を行った。ドイツ税務当局は、スイスの統括会社がドイツの再編された事業会社に支払った移転パッケージ(撤退補償金)の金額について更正処分を行った。租税裁判所は、その結果生じた Exit Tax について原則的に否定した。なお、この判決は、連邦租税裁判所において変更される可能性がある。

#### 事実関係

本多国籍企業はドイツを含む欧州において、多くの事業会社を運営していた。ローカルの事業会社は、流通においてはバイセル取引をする事業体として機能し、生産においては、原材料の購入、製造、在庫及び物流の管理までの責任を果たしていた。また、事業会社は、米国の関連会社との非独占的ライセンス契約に基づき、必要な知的財産権(特許、ノウハウ及びブランド等)を使用していた。

スイスに統括会社を設立する以前から、フランスの事業会社はドイツの事業会社との関係において、戦略策定、投資及び製品ポートフォリオ管理、中長期的な生産計画の策定、調達契約の交渉、並びに主要取引先管理などの重要な管理機能を有していた。これらの管理業務はサービス契約に基づいて行われていた。

2011 年からは、スイスの統括会社が上記フランスの事業会社から経営機能を引き継ぎ、欧州の事業会社は、委託製造業者及び限定的なリスク負担の販売業者として機能している。製造に関してはコスト・プラスにより算出された報酬が、販売に関しては取引単位営業利益法(TNMM)により算出した報酬がそれぞれ支払われている。

スイスに統括会社を設立するストラクチャーを導入するにあたって、以下の 支払いが行われた。

- 機能の移転に対する移転パッケージの支払い(利益の減少に対する補償)
- ライセンス契約の早期終了に対する補償金

#### 裁判所の判断

上記の事実関係に基づき Exit Tax を課すべきかについて、裁判所は、2023 年3月16日付の Exit Tax に関する判例(弊所ドイツオフィスが納税者を代理)と同様に、第一に、事業機会の譲渡によって隠れた利益配当と同様の状況(constructive dividend)が実現したかを検討し、第二に、課税の対象となる、機能移転が行われたかを検討した。

まず、裁判所は、事業機会の譲渡を認めなかった。訴訟において、税務当局が事業機会の移転を具体的に立証することができなかったからである。裁判所は、ドイツ企業の機能とリスクの(限定的な)縮小、及びそれに伴う期待される利益の縮小は、具体的な事業機会には当たらないと明示した。また、ライセンス契約の早期終了については、正当に補償がなされていたため、隠れた利益配当と同様の状況が生じたとはみなされなかった。

次に裁判所は、ドイツの事業会社からスイスの統括会社に対して、有形又は無形の資産や事業機会、その他の利益の移転が生じていないことから、課税の対象となる機能移転が生じたことを否定した。この点に関して裁判所は、商品の在庫や有形資産が移転していないことを指摘している。裁判所はまた、ドイツの事業会社がライセンス契約の早期終了に同意したことは、無形資産の譲渡にはあたらないと判断した。なお、顧客基盤も移転していなかった。

#### 分析

- 判決は 2022 年以前の法令を参照している。そのため 2022 年以降は、課税対象となる機能移転の条件が緩和され、資産の移転がない場合でも課税対象となる可能性がある。もっとも、現行法の下でも、本件において課税の対象となる機能移転が生じていないと考えることもできる。
- 租税裁判所は、隠れた利益配当と同様の状況(constructive dividend)及び機能移転の分析にあたって、2023年3月16日付の Exit Tax に関する判例と同様に、事業機会という限定的な概念を用いている。
- 本判決は納税者に有利であるものの、主要な経営機能がドイツからではなく、フランスからスイスに移転したことに注意する必要がある。
- 租税裁判所は、ライセンシーによるライセンス契約の早期終了への同意は無形資産の譲渡に当たらないことを明示した。これは当然の結論ではあるが、明確に判示されたことは歓迎されるべきである。
- 移転パッケージの支払いの有無は、結論を左右しなかったと思われる。税務調査に対する防御において有利に働いたわけでもなく、裁判所の判断にも影響を及ぼさなかった。移転パッケージの支払いがあったにもかかわらず、ドイツの税務当局は Exit Tax に関する更正を行い、裁判においては、移転パッケージの支払いは、機能移転の否定に決定的な役割を果たすことはなかった。

最初のページに戻る

#### スイス

# スイス連邦最高裁、弁護士依頼者秘匿特権の範囲を明確化する 重要な判断

2024年8月6日、スイス連邦最高裁判所は、犯罪捜査における弁護士と依頼者との間の秘匿特権(以下、「弁護士依頼者秘匿特権」)の範囲について重要な明確化を行う2つの決定を下した。最高裁は、既存の又は予期される法的紛争に関する外部弁護士による内部調査に基づき作成された、事実の発見とこれらの事実の法的評価に関する報告書(以下、「内部調査報告書」)が弁護士依頼者秘匿特権の対象となることを確認した。ただし、内部調査報告書が、マネーロンダリング防止法における書面要件など、依頼者が法令上求められている活動の実行を外部弁護士が引き受けた結果作成された内部調査報告書については、この限りではない。

さらに、最高裁は、秘匿特権で保護される情報を選択的に開示した場合に、 秘匿特権の完全な放棄とならないことを確認した。

また、この決定のひとつは、金融機関がスイス連邦金融市場監督機構(以下、「FINMA」)との協力に慎重な対応を求められることを示すものである。具体的には、最高裁は、金融機関が自主的に FINMA と共有した情報は保護を失い、当該情報が FINMA が任命したコミッショナーによって作成された報告書に記載された場合、その報告書は秘匿特権情報が含まれているという理由で検察の開示請求から保護されることはないとした。

#### 概要

近時、特に犯罪捜査の文脈における内部調査報告書に関連して、弁護士依頼者秘匿特権の存続可能性について懸念を抱かせる最高裁の判決がいくつか見られた(1B\_85/2016、1B\_433/2017参照)。例えば、純粋な法的助言ではなく、調査報告書の形式による関連事実の抽出及び集約にかかる成果物が弁護士依頼者秘匿特権の範囲内であるかどうか、また、どの程度保護されるのかという点については不明確であった。内部調査に関連する成果物は、フォレンジック会社やコンサルタント等によっても作成されうるため、弁護士の活動の中核領域には含まれず、従って弁護士依頼者秘匿特権の対象とはならないという判例法にまで発展するのではないかということが長らく懸念されていた。さらに、秘匿特権情報を一人の第三者に限定して開示したことによって、当該情報に関して弁護士依頼者秘匿特権をすべて放棄することになる、すなわち、選択的放棄の概念はスイス法では適用されないという指摘もあった。全体として、弁護士依頼者秘匿特権の範囲が狭く解されていると考えられていた。

弁護士依頼者秘匿特権に好意的な最初の判決(1B\_509/2022)に続き、 7B\_158/2024の決定において、裁判所は上記2つの問題に関して明確な指針を示し、次のように判示した。

- 規制当局の調査や犯罪捜査など、既存の又は予期される法的紛争に関して外部弁護士が作成した、事実の発見とその法的評価の両方を含む内部調査報告書(添付資料の形で裏付け証拠として選択、分析、再整理された既存データのコピーを含む)は、弁護士依頼者間秘匿特権の対象となる。ただし、マネーロンダリング防止法に基づく書面要件など、依頼者が法令上求められる活動の実行を弁護士が引き受けた場合は除く。
- 選択された第三者への機密情報の自主的な開示は、当該情報が一般に知られるようになる結果とはならず、秘匿特権の保護を失わせるものではない。また、このような開示が必ずしも秘匿特権の保護を放棄する意思の表明と解釈されるべきものでもない。

他方で、最高裁は、内部調査報告書に関する弁護士依頼者秘匿特権の範囲に 関する判示が、面談メモや法的評価を伴わない事実調査結果のみに関する報 告書にも及ぶかという点については判断しなかった。

さらに、最高裁は決定 7B\_874/2023 において、以下のことを確認した。

 内部調査報告書に含まれる情報のような特権情報を第三者に自主的に 開示することは、開示当事者が、開示が弁護士依頼者秘匿特権の放棄 と解釈されてはならないと述べた場合であっても、開示を受けた第三 者が当該情報を開示する義務、または FINMA のような政府当局の場 合には、当該情報に関して検察官に法的支援を提供する義務を負うこ とを妨げるものではない。

上記の決定は、認可を受けた金融機関がしばしば直面する難問を示している。金融機関は FINMA に協力する義務を負っており、また FINMA との間で

オープンな対話を維持するため、秘匿特権を根拠として開示を拒否すること は稀である。他方、金融機関が協力義務を遵守し、秘匿特権情報についても FINMA に共有する場合には、FINMA が捜査機関との間の法的支援の一環と して、本来は秘匿特権情報に該当するものを捜査機関に共有するリスクがあ る。この点については単純な解決策はなく、金融機関は、規制当局との関係 や執行のリスク、また金融機関とその従業員にとっての刑事上のリスクを考 慮し、慎重に検討する必要がある。金融機関が従業員に対して負う一般的な 注意義務も軽視されるべきではない。金融機関が、捜査機関に対して弁護士 依頼者間秘匿特権を行使する選択肢を維持したいのであれば、内部調査報告 書(およびその他の弁護士及び依頼者間のコミュニケーション)について、 FINMA に対しても秘匿特権を行使する可能性を検討し、その他の方法で FINMA との建設的な関係を維持する方法を模索することが推奨される。代替 的な方法としては、秘匿特権情報は FINMA が金融機関に対して強制的な開示 命令を出した際にのみ開示することとし、内部調査結果を口頭で伝達するこ とや、内部報告書について閲覧することのみ許容するといった対応が考えら れる。

#### 決定の事実的背景

両決定は、認可を受けた金融機関の顧客に対する誤解を招く商品情報の流布に起因する不正競争防止法違反の疑いについて、チューリッヒ検察当局が実施した捜査との関連で出されたものである。捜査対象には、指定された個人1名及び他の関係者が含まれていた。当該行為に関連して、FINMAもコミッショナー、すなわち調査を実施し調査結果を報告するよう委託を受けた法律事務所を利用して、執行手続を実施した。その職務権限に従い、コミッショナーは報告書(以下、「FINMA報告書」)を作成したが、このFINMA報告書には、金融機関が自主的にFINMAに提出した、金融機関の外部弁護士が作成した内部調査報告書から引用された情報が含まれていた。

検察はまず金融機関に対し、連邦刑事訴訟法(第 246 条ほか)に定める法定権限に基づき、内部調査報告書の提出を求めた。これに対して金融機関が弁護士依頼者秘匿特権を理由として内部調査報告書の保護を要求した後、下級審裁判所が報告書の保護解除を求める検察官の要求を却下する前であったにもかかわらず、検察官は FINMA に働きかけを行った。おそらく、内部調査報告書をめぐる訴訟が係争中であったため、検察官は内部調査報告書自体ではなく、刑事訴訟法(第 194 条)および FINMA に関する連邦法(第 38 条ほか)における当局間の法的支援を規定する規則に基づいて、FINMA 報告書を求めた。この点について、検察官は下級審で勝訴した。

そのため、金融機関と検察の双方が、下級審の不利な決定を不服として控訴した。検察は内部調査報告書の保護解除を却下した決定を不服として控訴し(7B\_874/2023に至る)、金融機関は検事の FINMA 報告書へのアクセスを保護した決定を不服として控訴した(7B\_158/2023に至る)。両決定の核心は、検察官が要求した報告書が弁護士依頼者秘匿特権によって保護されるか、また、FINMA への内部調査報告書の自主的開示がこの秘匿特権に何らかの影響を及ぼすかどうかという問題であった。

#### 最高裁決定の判断

金融機関の外部弁護士が作成した内部調査報告書の提出に関する決定 (7B 158/2023) において、最高裁は2段階で検討を行った。

まず、最高裁は、弁護士依頼者秘匿特権の範囲について明確化を行った。秘 匿特権に含まれる範囲の内側に関して、最高裁は次のように判示した。

• 弁護士の職務を真摯に遂行することは、法律の適用だけでなく、法的に関連する事実を事前に調査することも含まれるとし、この調査活動を弁護士の職務の中核の一部であるとし、法的に関連する事実を認知

できなければ、専門的な法的助言は不可能であると指摘した。弁護士 業務の中核の一部をなす活動のみが弁護士依頼者秘匿特権の保護を享 受できるというのが、長い間の定説となっていたため、最高裁がこの ような立場をとったことは重要である。最高裁は、内部調査はフォレ ンジック会社やその他のコンサルタント会社によって実施される可能 性があり、従って、そのような活動から生じる成果物は弁護士の活動 の中核には含まれないはずであるとの議論を退けた。

• 報告書そのものだけでなく、報告書を裏付ける証拠として添付された 社外弁護士が選択、分析、再整理した既存のデータのコピーも、秘匿 特権の保護を受けることができる。

弁護士依頼者間秘匿特権の範囲の対象外となるものにつき、裁判所は次のような見解を示した。

- ・ まず、最高裁は、外部弁護士の職務の成果物の作成が、マネーロンダリング防止法における書面要件など、依頼者が法令に基づき求めらえる活動の実行に相当する場合には、弁護士依頼者間秘匿特権によって保護されないとした過去の決定を確認した(1B\_85/2016、1B\_433/2017 参照)。法の解釈として、この原則自体は議論の余地がないと考えるが、従前の決定における当該原則の具体的な適用には異論の余地がある。
- 第2に、最高裁は、内部調査報告書の添付された、選択、分析、再整理された既存のデータは、原本ではなくコピーである限り、弁護士依頼者秘匿特権によって保護されることを明らかにした。問題のある書面を外部弁護士の事務所に保管することによって保護対象となるといった結論は許容されるべきではなく、妥当である。
- 第3に、最高裁は、内部調査報告書に関する弁護士依頼者間秘匿特権 の範囲に関する判断が、面談メモや法的評価を伴わない事実調査結果 に関する報告書、あるいは検索用語報告書や内部調査の文脈で通常作 成されるその他の作業成果物にも及ぶかどうかという点については、 判断する必要がなく、残された論点となっている。本決定で最高裁が 適用した原則を考慮すると、もし最高裁がこれらの項目について判断 を求められた場合、弁護士依頼者秘匿特権の範囲内に面談メモを含め ると予想される。捜査機関自身が証人にアクセスすることができ、捜 査期間としての取調結果や検索用語報告書を証拠として提出できるか らである。最高裁はまた、捜査機関が既存の文書にアクセスし、関連 証拠を操作する手段を持っていることを示唆した。これとは対照的 に、内部調査の結果に関する純粋に事実のみを記載する報告書は、こ れらの事実に関連する法的助言を含む弁護士・依頼者間のコミュニケ ーションの一部となっていない限り、最高裁が弁護士依頼者間秘匿特 権の保護を与えることは期待できない(この点に関しては、 1B509/2022、4.3.2.段落を参照)。

続いて、最高裁は、金融機関が FINMA に協力し、内部調査報告書を提出したことにより秘匿特権による保護が失われたかを検討した。この点に関して、最高裁は、スイス法の下では、弁護士依頼者秘匿特権は選択的に放棄される可能性があることを確認した。具体的には、最高裁は以下のように指摘した。

• 弁護士依頼者間秘匿特権は、秘匿特権情報が一般に知られていない限り、すなわち、不特定多数の第三者にアクセス可能でない限り、また、秘匿特権情報の所有者がその情報の秘密保持に対する利益を失っていない限り、維持され、弁護士依頼者間秘匿特権の重要性に鑑み、秘匿特権の喪失は抑制的に解されなければならないとした。

• FINMA のような第三者に対して自主的に開示した結果として、弁護 依頼者間秘匿特権が失われたかどうかという論点と、開示を受けた第 三者が秘匿特権の所有者から得た情報を開示する義務を負うことがあるかという論点は区別されなければならない。最高裁は、刑事訴訟法 第 171 条または第 264 条に基づき開示を受けた第三者自身の拒否事 由が存する可能性はあるが、当該第三者は秘匿特権情報の所有者から 入手した情報を開示する義務を負うことがあるとした。

そして、2つ目の決定 7B\_874/2023 では、金融機関が内部調査報告書の中で FINMA と共有した秘匿特権情報が FINMA 報告書に含まれていることを理由 として、FINMA 報告書の開示に反対する金融機関に対し、裁判所が決定を下した。

- まず、最高裁は2つの基本的な原則を確認した。(i)弁護士依頼者間秘 匿特権は、弁護士と依頼者間のコミュニケーションにのみ適用され、 FINMAのような第三者とのコミュニケーションは、保護された弁護 士とのコミュニケーションには該当しないこと、(ii)弁護士依頼者間 秘匿特権は、FINMAの執行手続においても適用され、金融機関は自 由にその秘匿特権を行使できること。
- 第2に、最高裁は、金融機関が FINMA に対して内部調査報告書を提出したことを、自主的かつ意識的な開示であると認定した。 FINMA は金融機関に対して強制力のある命令を出しておらず、金融機関は弁護士依頼者秘匿特権が適用されるという理由で報告書を提出しない自由があったはずである。
- 第3に、このような背景から、金融機関が FINMA とのやりとりの中で、内部調査報告書の開示は FINMA に対する弁護士依頼者秘匿特権の選択的放棄として解されるべきであり、検察を含む他の第三者に対する秘匿特権の放棄として解されるべきではないと明示していたにもかかわらず、最高裁、内部調査報告書に含まれていた秘匿特権情報であったものが、FINMA 報告書に含まれた段階で、もはや秘匿特権の保護を受けないと判断した。

この2つ目の決定における最高裁の理由は、理論的に厳密なものではなく、1 つ目の決定と整合しない面もある。一方では、検察は、直接金融機関の内部 調査報告書へアクセスすることを拒否された。他方で、検察は FINMA からの 法的支援を通じて、決定上は、少なくとも部分的には同一の内容であって、 FINMA 報告書の一部として含まれている内容へアクセスを得た。FINMA と の間でオープンで透明性の高い協力を行う意向と、他方では、裁判所による 選択的権利放棄の概念の承認にもかかわらず、捜査機関に対して秘匿特権の 保護を失うリスクとの間の難問は依然として残る。FINMA が、検察官その他 の当局に対する法的支援を拒否する権限を有しているのは非常に狭い理由の みであり、その拒否権限を抑制的に行使していることを考慮すれば、金融機 関が捜査機関との関係で弁護士依頼者秘匿特権を行使する選択肢を維持した いのであれば、金融機関は内部調査報告書(およびその他の弁護士及び依頼 者間のコミュニケーション)について、FINMA に対しても秘匿特権を行使す る可能性を検討し、その他の方法で FINMA との建設的な関係を維持する方法 を模索することが推奨される。代替的な方法としては、秘匿特権情報は FINMA が金融機関に対して強制的な開示命令を出した際にのみ開示すること とし、内部調査結果を口頭で伝達することや、内部報告書について閲覧する ことのみ許容するといった対応が考えられる。

最初のページに戻る

# 5. 中東

#### 中東

#### 中東地域における税務アップデート

#### はじめに

湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council、以下、「GCC」)参加国の税制は、経済の多様化や財政の持続可能性の強化への加盟国の対応を反映し、変化を続けている。2024 年 8 月に行われた主要な税務に関するアップデートについてまとめる。

バーレーン: VAT Financial Services Guide – バージョン 1.3 (2024年8月6日施行) (第2.7.2条) インターチェンジフィーの課税上の取扱いの明確化

インターチェンジサービスはイシュイング銀行(イシュア)とアクワイアリング銀行(アクワイアラー)との間で行われるものとみなされるため、VAT (付加価値税)の課税上は、決済ネットワーク管理者(Payment Network Operator、以下、「PNO」)ではなくアクワイアリング銀行が仕入側の事業者であるとみなされる。

そのため、イシュイング銀行が請求するインターチェンジフィー収入に対する税率は、アクワイアリング銀行が非居住者である場合にのみゼロとなる。アクワイアリング銀行がバーレーン居住者である場合、インターチェンジフィーには VAT の標準税率(10%)が適用される。PNO の居住地は、VAT の適用には影響しない。イシュイング銀行のインターチェンジフィー収入とその費用が相殺された形で決済されていたとしても、VAT はグロスのインターチェンジフィー収入に対して適用される。イシュイング銀行は、適切な金額に VAT を適用するため、発生したインターチェンジフィーのグロスの金額を算出する必要がある。

バーレーンの銀行は、PNO が発行する「Daily Settlement Reports」について、少なくとも以下の情報が含まれている場合には、VAT のコンプライアンスを証明する書類として取り扱うべきである。

- レポートの対象となる銀行の名称と所在地
- 固有のレポート識別番号
- レポートの発行日及び提供日
- レポートの対象期間 (例: 2024年1月1日~2024年1月31日)
- レポートに記載されている金額についての簡潔な説明
- 国内のアクワイアラーに対する支払総額の特定を可能とする詳細な情報
- 国内のアクワイアラーからの支払総額の特定を可能とする詳細な情報
- 海外のアクワイアラーからの支払総額の特定を可能とする詳細な情報
- 2. ガイダンスの施行日

バーレーン税務当局(The National Bahrain for Revenue、以下、「NBR」)が発表したガイダンスの施行日は 2024 年 9 月 1 日である。納税者は、法令

に違反する事態を防ぐため、このガイダンスに従い、国内外にかかわらず、 インターチェンジフィーを正しく取り扱うようにすることが重要である。

3. その他 金融取引関連の手数料の取扱い — 手数料か違約金か

NBR は、2024 年 11 月 1 日以降、実際に生じた損害の填補(例:裁判所が裁定した損害賠償金や、仲裁委員会、委員会又は当事者が支払いに応じることで和解することに合意した場合等)に関連するものでない限り、全ての金融取引関連の手数料が VAT の課税対象として取り扱われると発表している。

例えば、遅延損害金や早期解約違約金のような、銀行が請求する支払いは全て標準税率による VAT の課税対象となる。その他に標準税率が適用される違約金には、リース資産の返却に関する遅延損害金、リースの早期解約違約金等が含まれる。

違約金に関するガイダンスも同様に、VAT General Guide バージョン 1.11 (2024年8月6日更新) にて更新されている。

#### UAE:連邦税務局による慈善団体ガイドの発表(2024年8月5日)

UAE 連邦税務局(Federal Tax Authority、以下、「FTA」)は、VAT に関する 2017 年連邦法令第 8 号第 57 条及びその改正に基づき、仕入税額控除をすることができる全ての慈善団体の詳細な一覧と、その有効期間を発表した4。

# UAE:連邦税務局 - 法人税の最初の課税期間に関する通達(2024 年 7 月 30 日)

FTA は、納税者の最初の課税期間の開始時期について、設例を用いた通達を公表した。この通達では、(i)2023 年 6 月 1 日以降に設立された会社が登録しなければならない場合、(ii)非居住者企業の経営と支配が UAE 国内で行われている場合、(iii)非居住者企業が恒久的施設を UAE に有しているとみなされ、登録義務が発生する場合等のいくつかのシナリオに関するガイダンスが示されている。

また、この通達では、法人が最初の課税期間中に事業活動を停止した場合の登録抹消の時期についても触れられている。課税対象者が最初の課税期間中に事業活動を停止しても、それが解散、清算その他の方法によるものであるかにかかわらず、法人税に関する登録義務への影響はない(つまり、最初の課税期間の開始後に事業活動を停止した場合であっても、理由いかんに関わらず課税対象者は法人税の登録を行う必要がある)。登録後、課税対象者は課税期間の開始から事業停止や清算開始までの期間に係る UAE 法人税の申告を行う必要がある。事業停止や清算を行う場合、3か月以内に UAE 法人税の登録抹消手続を行うことに加え、FTA への届出が必要となる。

#### オマーン:個人所得税

諮問評議会は近時、個人所得税 (PIT) にかかる法案を推進しており、同法案は承認を得るため国家評議会に提出された。

法案の施行に関する正式な決定は未だ行われておらず、その詳細は不明であるが、様々な情報を総合すると、提出された法案の概要は、外国人には 10万米ドルを超える所得に対して、オマーン国民には 100万米ドルを超える所得に対して、5%から 9%の範囲の税率で個人所得税を課すというものであると考えられる。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> DownloadOpenTextFile (tax.gov.ae)を参照

#### クウェート:法人税

UAE とクウェートは両政府による二国間租税条約の批准手続を完了させており、同条約は 2025 年 1 月 1 日から発効する予定である。二国間租税条約の規定は OECD 及び国連のモデル規定に概ね沿っている。

加えて、クウェート政府は法人税改革案を提案している。現在のところ、クウェート政府から正式な法案は提出されていないが、この法人税改革により、法人税の適用対象がクウェートで事業を営むすべての企業に拡大されると考えられる。この法人税改革は早ければ 2025 年初めに施行される可能性があると予想される。

最初のページに戻る

# 6. ESG / Sustainability

#### EU

EU におけるサプライチェーン・デューデリジェンス - 企業持続可能性デューデリジェンス指令(CS3D)に関する FAQ の公表

#### 概要

2024年7月25日、企業持続可能性デューデリジェンス指令(CS3D)が発効した。この指令はEU域内で活動する大企業に新たなデューデリジェンス義務を課すものである。加盟国は2026年7月26日までにCS3Dを国内法に移管しなければならない。

企業がこのデューデリジェンスの新たな義務を確実に遵守するためには、この法律の重要な要素を理解することが不可欠である。企業への理解を促すため、欧州委員会は、CS3Dの発効日である 2024 年 7 月 25 日に、CS3Dに関する一連の FAQ を公表した(以下、「本 FAQ」)。本 FAQ は、CS3Dの主要な側面と、CS3Dの適用を受ける企業に対する影響について詳しく説明しており、その大部分は 2027 年 7 月 26 日まで有効となる。この記事では、本 FAQ で取り上げられているトピックの概要を紹介する。

#### FAQ の法的拘束力

本 FAQ は、EU 加盟国の立法府や EU 域内の管轄裁判所、執行当局を法的に 拘束するものではない。しかしながら、本 FAQ は企業にとって有用なガイダ ンスを提供するものであり、特に EU 法を解釈する際に管轄当局が通常遵守 することが期待されるものである。そのため、EU 加盟国の立法者や当局が、 EU 法のもとで許容される範囲内で、FAQ で提案されている法の解釈や適用 から逸脱する可能性がないという保証はないものの、EU の事業者にとって指 針となることに異論はない。

本 FAQ は、適用範囲、義務の内容、執行、責任制度、リスクベースのデューデリジェンス・アプローチなど、CS3D のいくつかの重要な側面についてさらに詳しく説明している。

#### 適用範囲

欧州委員会は、企業に対する新たなデューデリジェンス義務の適用範囲が、主に年間売上高と従業員数に基づくことを明確にしている。具体的な閾値が

設定され、この閾値を超えると、企業に対する新たなデューデリジェンス義務が発動される。

本 FAQ によれば、EU を拠点とする約 6,000 社が CS3D の適用範囲となる。 対象となるのは、従業員 1,000 人以上、全世界での売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える有限責任会社やパートナーシップ、及びこれらの基準を満たす企業グループの最終親会社である。また、フランチャイザーやライセンサーも、昨年度のロイヤルティが 2,250 万ユーロを超え、売上高が 8,000 万ユーロを超えるグループの最終親会社であれば、この指令の適用範囲となる。

また、本 FAQ によると、EU 域内で発生した純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ を超える企業を含め、約 900 の EU 域外企業が同指令の対象となる。しか し、欧州委員会は、EU を拠点とするか否かにかかわらず、実質的に CS3D の EU 加盟国実施法に拘束される企業のリストを公表していない。

本 FAQ は、CS3D が適用されるのは、前述の閾値を 2 期連続で満たした場合のみであることを繰り返し述べている。本 FAQ は、基準値は原則として EU 企業と非 EU 企業に等しく適用され、非 EU 企業については、従業員数の計算方法の相違や非 EU 企業の従業員数を決定することが困難であることから、実務上の理由から従業員数の基準値を廃止することを決定したと明記している。本 FAQ では、従業員数は欧州司法裁判所による従業員の定義に関する判例に従って計算されること、また、従業員という用語には、フルタイムに相当するパートタイム労働者、特定の基準を満たす派遣労働者が含まれることが明記されている。

#### 対象となる人権

CS3Dは、生存権や児童労働の禁止など、国際条約に概説されている人権を対象としている。これらの条約は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいており、一般的に認められている人権基準を反映したものとする。

#### 環境への影響

CS3D が対象とする環境への影響は、船舶汚染の防止や生物多様性への悪影響の最小化など、多国間条約による義務に基づいている。

#### 対象となる事業活動

CS3Dは、企業活動の上流と下流の両方の活動を含む、グローバルな「活動の連鎖」を包含している。CS3Dは、上流及び下流におけるデューデリジェンス義務の履行を規定しているという点で、より広範な適用範囲を有しており、さらには、対象企業の顧客に関するデューデリジェンス義務も規定している。例えば、川上の活動には商品の生産と調達が含まれ、川下の活動には流通と保管が含まれる。

CS3Dの適用範囲内にある企業は、事業活動に関連する有害な影響を特定し、それに対処し、それに応じて事業戦略を修正しなければならない。 CS3Dは、デューデリジェンスが企業の企業方針やリスク管理システムに組み込まれるべきであると強調している。

#### 義務の内容

本 FAQ は、CS3D のリスクベースのアプローチに焦点を当てている。デューデリジェンスのリスクベースアプローチは、企業がすべての影響に対処できない場合、その行動に優先順位をつけることを可能にする。企業は、影響の重大度や可能性に基づいて、影響を効率的に特定し、対処するための「適切

な措置」を講じる義務がある。これには、自社の事業、子会社、ビジネスパートナーの影響の評価が含まれる。悪影響を防止、緩和、解決するために必要な測定には、以下のものが含まれる:

- 複雑な問題に対する予防・是正措置計画の策定と実施
- 直接のビジネスパートナーからの契約上の保証の達成とサプライチェーンを通じた要件の連鎖
- 必要な財務的又は非財務的投資(例えば、インフラのアップグレードなど)
- 中小企業の資源、知識、制約に照らして必要な場合には、中小企業の ビジネスパートナーに(キャパシティビルディングなどの)支援の提 供
- 中小企業のビジネスパートナーが規制を遵守することで存続が危ぶまれる場合における、当該ビジネスパートナーに対する金融支援(直接融資、低利融資、調達継続の保証、融資確保の支援など)の提供
- 事業計画、戦略、業務の適応
- ビジネスパートナーに対する影響力を高めることを含め、問題を解決 するための他の事業体との協力

報告義務に関して、FAQ は、CSRD に基づく報告要件を既に満たしている企業には報告義務が適用されないことを明記している。気候変動計画の採用義務についても同様である。すなわち、CSRD の枠組みのもとで、企業が既に気候変動計画を採用している場合、CS3D のもとでは、気候変動移行計画の採用義務に関して、追加的な義務は生じない。

#### 民事責任

企業が有害な影響を防止、緩和、終息させる義務に違反した場合、当該企業は民事責任を負う可能性がある。しかし、FAQは、ビジネスパートナーだけが損害を与えた場合、企業は責任を負わないことを明確にしている。また、企業に責任があると判断された場合、企業は被害者に対して被った損害の全額を補償しなければならないが、この補償は過大な補償をもたらすものであってはならず、特に懲罰的損害賠償を含むものであってはならない。

## コンプライアンスと準備のためのステップ

現段階では、企業が法令を熟知することが極めて重要であり、本 FAQ は、特定の組織に対する法規制の適用可能性など、初期の疑問点を解決するのに役立つ。しかし、本 FAQ は、CS3D に関する具体的なガイダンスを提供できているとはいえず、規制の具体的な解釈と実施は不確実なままである。とはいえ、CS3D の重要な要素を理解することは、コンプライアンスを遵守し、持続可能な企業文化を醸成するために不可欠である。本 FAQ は、この指令の適用範囲と影響についての概要を把握するのに役立つため、適用可能性のある企業は本 FAQ を確認することが、CS3D 遵守への重要なステップとなる。

#### 最初のページに戻る